

公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

合同会社生活習慣病予防研究センター（以下、「当社」という。）は、厚生労働省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を以下の通り策定する。

1. 責任体制の明確化

ガイドラインに定められている最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という。）は、当社の代表者とする。

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化する。

2. ルールの明確化

当社における公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図り、公的研究費の使用に関わる全ての構成員に周知する。

3. 職務権限の明確化

当社における公的研究費の使用に関わる構成員の権限と責任を明確化し、職務権限に応じた明確な決済手続きを定める。

4. コンプライアンス教育

不正防止を図るため、公的研究費の使用に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督し、また、関連する法令等を遵守する誓約書の提出を求める。

5. 不正行為等に関する手続きの明確化

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する告発等の取り扱い、調査、公表及び懲戒等に関する規則を整備し、告発等を受ける窓口は周知する。

6. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防ぐため、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し、実施する。

7. 公的研究費の適正な運営・管理

公的研究費の予算執行を適切に管理する。

研究の一部を第三者に委託し、または研究に関連して第三者に物品等を発注する場合は、当該第三者（以下、「取引先」という。）との癒着に起因する不正な取引を防止する体制を構築し、運用する。

取引先のうち、癒着に起因する不正な取引が生じるリスクがある者からは、ガイドラインに

より求められる内容を含む誓約書を受領する。

研究に関わる役員および従業員が提出する出張等の報告書は、社内手順に従い、適切に確認する。

本研究に係る物品は、研究を実施する部署において適切に管理する。

8. モニタリング

公的研究費の不正使用防止対策が十分機能しているか確認できるモニタリング体制を整備する。

2018年4月1日

合同会社生活習慣病予防研究センター
公的研究費に係る最高管理責任者
代表 岡 山 明